二〇世紀中國の地主一族

——陝西省米脂縣楊家溝の馬氏——

河地重造

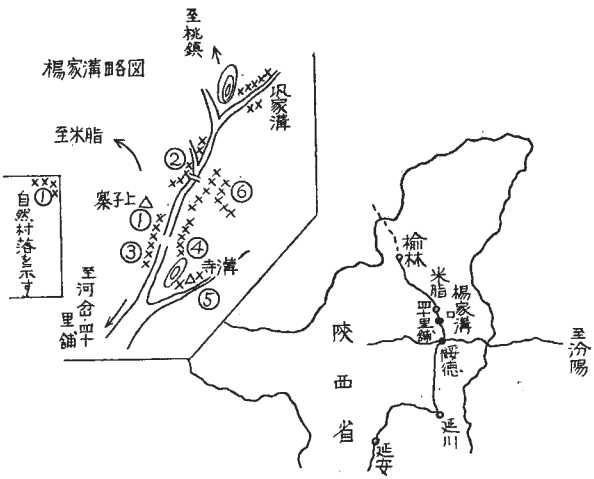

はしがき

陝西省北部を縦斷する幹線道路は綏德縣城から無定河に沿つて北上し、米脂縣城をへて榆林に通じている。綏德と米脂のちようど中ほどに四十里鋪という町がある。この町から東にわけ入つて四十華里、米脂縣城からも四十華里、綏德縣城からは北八十華里、無定河の支流楊家溝に沿う一つの村、これが米脂縣河岔區の第六鄕、楊家溝であつた。一九三〇年代このあたりに行くには、東隣山西省太原からのほうが便利であつたが、それでも「汾陽から綏德までは四百六十里、急いでも七、八日はかかつた[1]」。事實陝西省農村調査團の旅行日誌[2]をみても、一行は渭南を一九三三年八月三日に出てから、鄭州・石家莊・太原と大まわりして、

ここに着くまで十七日を要している。とりわけ最後の九日間、太原からの陸路は困難な旅であつた。大小數十の流は雨にあえば忽ち急湍と化し、山が險しくなれば人力車や「夾窩」も降りねばならぬ。當時この地方への道は遙かに遠かつた。この道程の遠さと險しさ、それは陝北のおくれた經濟を象徴するものである。

しかしこの調査團は八月二〇日、官家咀村をへて一丈山を過ぎたところで、一つの「富裕な」村を望んだ。さらにすすむこと十數分、果然壯大な城寨があらわれた。途に沿つて櫛比するのはすべて精巧な彫刻の石碑であり、窰の外側は城寨式の圍牆がめぐらされ、上には守衛が二・三十人屯している。城壁をくぐると廣々とした空地、その奥に應接用石窰があつた。窰は青紅色の巨石で築かれ、門や窓には人物・草花が精緻に彫られている。窰内は天井高く、周圍また油漆で彩られ、調度品も高級であつた。一行は見なかつたが、ここにはテニスコート、バスケットコート、フットボール場まであつた。「内部の整潔無比なること、儼として南方の大富家の氣象の如し」とは、僻遠の陝北にこれを見いだした一行の嘆聲であつた。これこそ陝北を越えて音に聞えた楊家溝馬氏一族の邸宅にほかならなかつた。

さて筆者はこれから、馬氏一族の姿をとおして、二〇世紀中國の地主制の一斑にふれたいと思う。馬氏にかんしては、觀山氏の報告[13]のほかに、「米脂縣楊家溝調査」[14]（以下「調査」と略記する）が貴重な資料である。これは延安農村調査團四名が一九四二年におこなつた調査の報告書であるが、一つの地主一族をこれほど精密に調べあげたものは、寡聞にして他例をしらない。我々は一九二〇年代後半から三〇年代にかけて中國にまきおこつた農村調査ブームの成果として、おびただしい報告文獻をもつている。だが農村地主の強大な權力、おびえた農民、あるいはまた調査の方法的・技術的未熟、あれやこれやの理由は、當時の成果の大部分を、大雑把な統計表の堆積に終らせてしまつた。もちろんその價値は小さくなかつた。農村の破局的事態たとえば土地所有の極度の集中、苛酷な小作制、零細で劣惡な生産條件にうちひしがれていた農民經營、地主の商業・高利貸による搾取等々は、あらゆる地方について歴然と示された。しかし當時の中國農村經濟の軸であつた地主制の具體的・立體的な映像を構成することは、そういう統計表の

重ね合せからだけではむつかしい。そこでケース・スタディはその缺點を補う重要な方法となる。ところがそのための正確、詳細な資料は、個人的具體性が增すだけに、當時の條件の下では作製されにくかつた。「調査」はこの意味で貴重な資料である。「調査」が馬氏一族の數十年にわたる帳簿類を入手できたのは、楊家溝が一九四〇年「解放」されたこと、しかもその直後に調査がおこなわれたという條件をほかにしては考えられない。

なお「調査」の價値は、それに止まらない。楊家溝は一九三四年から「開紅軍」の時期をむかえ、四〇年「解放」された。したがつて馬氏一族の歷史の末尾數年は、抗日戰爭時期の陝甘寧邊區の歷史の一齣ともいえる。邊區治下の地主の僞らざる姿、それは「調査」實施の直接の動機であつたし、我々の興味をひくところでもある。

もつとも「調査」には不滿もある。一つは原資料たる馬氏の帳簿類が、そのまま示されていないことである。それは「調査」が整理し統計表にまとめてしまつた以上の多面的な分析を可能にしてくれたかもしれない。また一つはその整理の仕方がかなり杜撰で、統計表相互間に矛盾撞着があり、あるいは本文中、表中に補正する術もない誤算・誤植が散見することである。このような事情は、筆者の力不足もあつて、折角浮びかけた地主制の立體的な映像をぼかしてしまい、また數字の補正にかなりの努力を注ぐことを餘儀なくした。だが數字の補正はそれなりに、今後この資料を利用される方に、基礎作業として役立ててもらえるであろう。

ともかくこうしたわけで問題の十分な究明というには程遠く、しかも許された枚數ですべてを扱うことはできなかつた。そこで、ここでは序論ともいうべき範圍、すなわち馬氏一族の歷史と當時の現狀の素描、地主經濟の概略を述べるに止め、小作料・高利貸業・「字號」經營・馬氏の盤踞する陝北農村の構造などのたち入つた檢討、それから「開紅軍」―「解放」の時期の中國共產黨の農業政策と地主經濟の變貌のとりまとめた敍述はいずれも割愛して、筆者の力のゆるすかぎり別稿（大阪市大「經濟學年報」第一八集掲載の豫定）で試みることにしたい。

第一節　馬氏一族の略史

第1表 馬 氏 家 系

- 長門 鳴珂
  - 國干
    - 公選
      - *鐘 麟（德仁堂）100餘
      - *鐘 琛（立仁堂） 60餘
      - *鐘 璧（達仁堂） 85
    - 際選
      - 鐘 琦
        - *漢 臣 45
        - *漢 義（厚德堂）45
      - 鐘 鈺
        - *漢 祥（承德堂）20餘
      - *鐘 哲 典出 60
    - 登選
      - *鐘 瑤（益德堂） 53
      - 鐘 秀（双玉堂）
        - *樂 44
      - *鐘 銘（明德堂） 48
      - *鐘 偉（立德堂）典出51
      - *鐘 德（盛德堂） 0
  - 國士
    - 文選
      - 師祖（依仁堂）
        - *鴻 藻（體仁堂） 560
        - 鴻 猷（好義堂）
          - *凱 100餘
          - 楨
          - 杰
          - 林
        - *鴻 權（明理堂）（註1）
        - *鴻 勛（妻常婕堂）（明治堂） 290
        - *鴻 恩（廣信堂）（註2）
  - 國均
    - *榮 選 312（中正堂）
      - *鐘 瑛（大中堂） 買地 275.0 典地 4.0 典出 50.5
      - 鐘 彝（至正堂）
        - *潤 祥 買地 303.0 典地 21.0 典出 109.5
      - 鐘 仁（榮選と同居）

（註1）買地 452.5 典地 61.5 典出41.0

（註2） 301.5 典出 35.0

- 二門 鳴琴
  - 國淦
    - 中選
      - 師表
        - *潤書（重慶堂） 買地471.5 典地47.0 典出16.0
        - 潤普
        - 潤海
    - 祝興（餘慶堂）
      - *師 道（廣德堂） 197.5
      - *師 貞（近仁堂） 買地350.5 典地39.0 典出11.0
      - *師 承（亦是堂） 買地211.5 典出 14.5
        - 潤詩
    - 祝康
      - *師 麒（衍慶堂） 買地499.5 典地39.0 典出157.0
  - 國華
    - *祝 霧（育和堂）（註3）（瑞唐）
      - 師皋
      - 師伊
    - *祝 多（裕仁堂）（註4）（新民）

（註3）「調査」に瑞唐の名でしばしば現われる。
買地1179.0 典地77.0 典出34.0

（註4）新民の名であらわれる。
買地1107.0 典出74.0

三門
鳴盛 — 國棟 (三多堂)
- 祝齡 (三祝堂)
  - *師儒 (樹德堂) 353.5
  - *師亮 (崇德堂) 334.5
  - *師尙 (尙德堂) 334.0
- *祝年 (三餘堂) 1297.0

四門
鳴鑾 — 國賓
- 靑選 — 師周
  - *潤瀛 (大智堂) 198.5
  - *潤瀾 (訓育堂) 152.0 典出20.0
  - 潤漳 (忠勇堂) — *克儉 80.0
- 萬選
  - 師遷 (集義堂)
    - *潤身 70.0
    - *潤民 60.0
    - *潤啓 70.0
  - *師賢 (中和堂) — 典出55.0 - 潤田 200.0
  - 師仁 — *潤澤 (慈善堂) 102.0
- 應選
  - *師光 (廣和堂) 316.0 典地 8.0 典出62.0
  - *師範 (復和堂) 316.0
- 遇選 — 師紳 — *潤濂 (承烈堂) 441.0

五門
鳴鳳 (五福堂)
- 國憲 (裕德堂)
  - 復選 — 鐘奎 — *凌雲 (銘德堂) 120.0
  - 自選 — *鐘瑞 (裕善堂) 120.0
- 國鑒 (萬鎰堂)
  - 維綱
    - *鐘化 35.0
    - *鐘祥 (永遠堂) 35.0
    - *鐘基 35.0
  - *維城 0 (務本堂)
    - 鐘晉
    - 鐘雄
- 國弼 — *維新 (衍福堂) 1175.5
- 國璽 (寶善堂)
  - 維屏 — *鐘岳 (依德堂) 150.0
  - 維漢
    - *鐘衡 妻馬高氏 (得善堂) 100餘
    - 鐘智
  - *維宗 (敬勝堂) 100餘
  - 維清 — *鐘猷 (得和堂) 110餘

この表は「調査」第2節の系圖と各戶現狀から作製したが、若干變更、省略してある。
＊印は1942年當時一家をなしているもので、合計53家ある。
□は死亡を示す。
(　)は堂號を示す。
＊印の家に附した數字は、所有地を示し、單位は垧（3.5市畝）である。典地とは典質として保有している土地、典出とは典質として他に占有權をゆずり渡した土地である。いうまでもなく占有権の引渡しを伴わない指當はふくまない。

楊家溝は一九四二年當時六個の自然村、二百七十一戸からなり、村民の住居は南北に貫流する楊家溝の兩側の丘に散在していた。二百七十一戸のうち五十五戸は地主であつたが、そのうち五十一戸はすべて馬氏の分支であつた。第一表馬氏家系に＊印を附した五十三家のうち、鐘德・維城の二家は、阿片で地產を吸い盡し、もはや地主には數えられなかつた。馬氏五十三家の大多數の住居をふくむ例の城寨「扶風寨」は、川の西山の上にそびえ、馬國士（後出）が同治六年回亂を防ぐため築いたものと傳えられている。

さて馬氏一族の興起と始祖馬嘉樂の事跡について、「調查」にはほとんど記述がない。その間を丁度埋めてくれるのが、觀山氏の報告である。氏の報告はおそらく聞き書によるものであろうが、それにしたがえば馬嘉樂は、八・九十年前綏德城內の「舖子」に働く、一人の獨身の夥計（手代）にすぎなかつた。かれは勤勉に働いて主人の信用を博し、ながく勤めあげたのち、少しばかりの金を貸し與えられた。嘉樂はそれを資本に「ささやかな舖子」をひらくと、專ら「放賬置田」に精を出した。「數年」で產をなしたあとも、「一錢如命」という生活がつづけられた。かれが結婚したのは六十數歲、綏德と米脂に三つの「大きな」舖子をうちたてたあとだつたといわれる。④

嘉樂は觀山氏によると七人の子を生んだ。「調查」では名に「鳴」字をいただく五人の男子がいたことがわかる。觀山氏によれば、息子のあるものは舖子を受け繼いで經營し、あるものは官途につき蓄財して家鄉に送金した。舖子の數は增した。また大群の長工が雇われて楊家溝にくりこんだ。それまで楊家溝は、楊姓をなのる數十戸の農民が、山畑を耕す靜かな無名の村にすぎなかつた。だが馬氏の經營にかかるや、全村の土地は續々「買占め」られ、農田は多く水田に變り、いかなる旱災にも耐えうる米脂縣の「精華之區」に變貌した。それとともに綏德に本據をおいていた馬氏は、度び重なる課稅・攤派を回避し、あげて楊家溝に移住した。そうして附近六・七十里の田地が、大部分馬氏の所有に歸したのである。

以上のような觀山氏の報告は、簡單ではあるが、注目すべき點をふくんでいる。その第一は、この巨大な地主一族の形成にあたつて原動力となつたものが、舖子＝字號經營による利潤の蓄積にほかならなかつたこと、第二は、その

蓄積された資本が、たんなる既耕地の買得のみではなく、おそらく未墾地・荒蕪地が多くのこされていたこの地域に集中的に投下され、それを耕地にかえ、あるいは可能なかぎり灌漑耕地にかえるために、大量の長工を雇用したり、生産用具を準備したりする資本として用いられた、ということである。楊家溝一帯の土地が馬氏の手に入る過程では、「買占め」だけではなく、おそらく無主地の占據もおこなわれたのではなかろうか。だがそうした土地を耕地にかえるためには、農民の力をこえた資本が必要だつたと思われる。

そこで鋪子ないし字號についてふれておかねばならない。鋪子とは、觀山氏によると、地主が城鎮に設けて、小作料徴收、高利貸、土地・不動産の買得・管理をおこなう機關であつた。この説明の背景として氏の腦裏にあつたのは、江南地主の例の「租棧」であつたと思われる。たしかにこの對比はある程度妥當であろう。しかし觀山氏のいう鋪子が、「調査」のいう字號と同一物だつたとすると、鋪子ないし字號がもつ租棧と異る面も注意しておかねばならない。というのは字號は、地主が自家の所有地、典地を恒常的に管理し、小作料を徴收することを第一の目的として設けた機關ではなく、地主が經營するとしても、自家の土地所有や典地保有、その小作料徴收とは別個に、一定額の資本（土地・現金・糧食などの形態）を銀股として出資し、一人もしくはそれ以上の銀股所有者と身股を與えられた經理が、合股制によつて經營する獨立の機關であつた。當然出資者には、――嘉樂もはじめはそうであつたように――地主以外のものもあり得た。また字號が典地受入れを媒介手段として買地をどれくらい增していくかは時と場合によつたが、傾向としてはそのばあいの典地をふくめて、經營内容における高利貸部門（典質、指當）や糧食の投機的賣買の占めるウェイトが大きかつた。後出の馬維新の例によれば、維新は地主＝衍福堂として土地所有、典地保有による小作料徴收をおこなうかたわら、典地の出入や指當（指地揭錢のほか指箸、指牲畜など）によつて高利貸資本を回轉させ、また糧食を投機的に賣買した。ではそれと全く同様のことを、別に字號（崇德厚）においておこなつた理由はなんであつたろうか。危險分散や稅關係などもろもろの理由があつたであろうが、ひとつには同じ經營内容として

も、そこに一方は收租地主として、他方は高利貸機關として、おのずから重點のちがいがあり、高利貸業務の複雜煩瑣な經營を別置する意味があつたと想像されるのである。

このように馬氏における字號經營は、おそらく馬嘉樂のときから一貫して、高利貸機關たる性格に變りなかつた。しかし馬氏の初期の字號經營は、馬氏の資本蓄積の主要基盤であつたと同時に、すでに指摘したように、その蓄積は土地經營資本として投下された。このばあい馬氏の本來の地盤が、綏德にあつたことは注意しておかねばならない。陝北は經濟の後進的な地方であつた。だが綏德はそのなかでは山西省につながる交通の要衝であり、いわゆる山陝商人の出身地のひとつであつた。[5] また「調査」は商賣に失敗した馬維綱の言葉として、「米脂人は普通の商賣はできない。放賑置田だけが比較的むいた仕事だ」と記している。普通の商賣なら綏德人の方がはるかにくわしく上手だが、それはかれらが山西商人と似ているためだ、というのであり、[6] これも綏德が商業の中心地であつたことを物語つている。しかし維綱は米脂人になりきつていて、もともと馬氏勃興の地盤のひとつが綏德にもあつたことを、もはや忘れていた。字號經營によつて蓄積された資本が、綏德に商業資本として進出することも可能であつたのに、逆に米脂からさらに山村に入つて、土地資本として投下されたこと、そうしてこの初期の土地經營が、一族あげての土地開發・經營であつたことは、後進地域における商業・高利貸資本と地主資本の深いつながりを示すものである。

ところがのちの馬氏は――おそらく國士の頃を境として――、急速に山村に盤踞する大地主に變貌していくとともに、蓄積の主要基盤を、字號から小作制的土地所有に移し、また開發や土地改良によつてさらに外部へ發展することもやめて、完全に保守的な收租地主になつた。資本投下はもつぱら既耕地買得にむけられ、それは地主自堂の手でおこなわれた。これにたいし字號經營は、いつそう高利貸的資本回轉に主力をおき、馬氏の經濟の主柱であつた位置をおりて、寄生化した地主經濟を補完する役割を果すようになつた。このような字號經營の變化は、馬氏の經濟全體の性格變化に對應するものであつたが、ひとつの理由には、字號經營に不況期がおとずれたこともあつた。

以上のべたことは、觀山氏の簡單な記述と、これから本

稿や別稿でふれるのちの馬氏の姿をつきあわせて、大雑把な推測を試みたものにすぎない。大部さきまわりして述べた形になつたが、馬氏の略史にもどらねばならない。嘉樂と息子たちが築いた財産はやがて五子に均分されたが、その額は一人當り買地・典地にあわせて千餘垧、（「調査」によるとこの地方の一垧は約三・五市畝。「陝西省農村調査」によると約三畝だが、生産力からみるとほぼ一畝に相當する）、金のべ棒二本、銀元寶八十個に達した。[7] その他に字號資本として運用されていた大きな資産があり、それは分配されなかつたと思われる。

名に「鳴」字をもつ五子の時期のことは、觀山氏も「調査」もなにものべない。おそらくこの時期にも、馬氏の發展は續いた。土地所有の擴大をみても、たとえば長門鳴珂が得た遺産はいまのべたが、かれが三子にのこしたものは、一人當り土地千六百餘垧であつた[8]から、鳴珂一代土地は千餘垧から五千餘垧に膨脹していたのである。もつとも長門にくらべると、五門鳴鳳のように、遺産の少い分支もあつた。鳴鳳の遺産は千四百垧であつたから、かれ一代土地は、さして増えもへりもしなかつたわけである。[9]

やがて時代は三代目、名に「國」字をもつ十一家の時期となつた。外は清末動亂の時代に入つていたが、この邊境では回教徒の亂以外に、餘波も及ばなかつたのであろうか。この世代のなかで、外にむかつて馬氏を代表し、光裕堂中の「首富」と稱されたのは、國士であつた。かれは甘肅直隷州循化同知、安西州知州となつたのち、官を辭して家郷に歸るや、扶風寨を築いたり、荒年には大量の土地買占めをおこなつたり、他方では手廣く字號も經營した。かれの最盛期には土地三千五百垧（收租千石以上）、字號には崇德・崇裕・崇義・崇信・崇實・崇仁などの各號があつたという。[10] 實に典型的な鄉紳地主であつた。おそらく官紳としての地位や税役上の特權が、大量の土地買得をたすけたと想像されるし、その餘威はまた一族の地主的發展にたいしても及ぼされたと考えられる。そのせいもあろうか、國士にかぎらず、かれを筆頭とする一九世紀末頃の馬氏一族は、全盛期ともいうべき時期にあつたと思われる。國士の兄國干も一代ほぼ千五・六百垧の土地を保持した。[11] 二門の國華の遺産は二子に各八百五十八垧、[12] すなわち總額千七百餘垧であつた。三門國棟の富も大きかつた。國棟の子祝

年は「調査」當時阿片を吸いながら「閑住」していたが、三十四歳のかれが千三百垧を自力で獲得したとは思われない。とすれば祝齡も同額とみて、國棟の遺產は二千六百垧となる。こうして計算すると十一家あわせた總額は、ゆうに一萬數千垧の巨額にのぼつたと推計される。この數字は「調査」當時の一族の總計一萬三千九百七十七・五垧[13]に匹敵するが、後者は五十一家の總計であることに留意する必要がある。この點からみるならば、國士の世代以降、馬氏の內部では勢力の消長があつたが、全體としての土地所有はさして擴大しなかつたことになる。そうして馬氏內部の勢力消長は、もちろん外部からの土地獲得と外部への土地放出にもよつたが、第四節でも實例をあげるように、一族內部の土地移動にも關係があつたのである。

さて國士に代表された時期がすぎ、一九・二〇世紀の交以後、發展は停滯し、傑出した家は現われなかつた。光緒二五、二六年（一八九九、一九〇〇）の二年つづきの大荒年は、穀價暴騰と地價暴落のため、地主の土地擴大にとつて好機であつたが、翌年からデフレーションと糧食の生產過剩のため、穀價はふたたび暴落に轉じた。とくに一九〇九年からの數年、一斗の米價（本稿に米というのは小米すなわち穀子＝粟のもみがらをとりさつたもの。楊家溝では穀子・黑豆を粗糧の代表とし、小米を細糧の代表とし、兩者は二對一で換算された）はわずか二千四百文前後を低迷した。高利貸業の資金回轉は鈍化し、したがつて字號經營は不況におちいつた。たとえば國弼が光緒一一年開業した崇義長は、高利貸、雜貨販賣、糧食運送の「いずれも金儲けにならず」、光緒二八年（一九年？）閉鎖された。ついで宣統元年（一九〇九）には、嘉樂以來光裕堂の事業の中心であつた崇盛西と崇元號（國弼の兄弟四家の共同出資で光緒二五年に開いたばかりの字號）が閉鎖された。「崇盛西は儲けたが、崇元號は經營不振だつた」のである。[14]

しかしこの不況期は、投機のチャンスでもあつた。當時は小作人の家にさえ穀物が充滿し、地主が小作料を自分で荷造りして運びだしても何ともいわない、というほどであつた。國弼の子維新はこの機に乘じて糧食をストックした。やがて一九一七年穀價は一轉して上騰した。維新はこの利潤で大量に典地受入れをはじめ、同年字號崇德厚も開業した。いま維新の土地には、祖產すなわち鳴鳳の遺產三

百五十四・五垧、國弼の遺産三百七十八・五垧、宣統元年の字號閉鎖にともなう分配百二十八垧のほかに、維新の新産三百十四・五垧がふくまれている。[15] 典地は鳴鳳から國弼への相續時は四百八十一垧、維新が國弼にかわつて家業を繼いだ光緒二八年（二九年？）は三百垧前後と推定されるが、「調査」當時は百五十・二垧にへつていた。しかしこの減少は近々數年の、とくに邊區政府の「減租政策」によるものであり、全盛期の一九三三年には、典地も五百七十七・七垧を有していた。[16] また當時維新は、一九三八年崇德厚を閉鎖して引上げた資産（二萬四千吊前後？）を藏していたはずである。[17] かくて全盛期の維新は、「楊家溝のなかでも〝口不讓人、錢不讓人〟といわれた驕子」であつた。かれは一九四一年保長に、翌年は河岔區長に選ばれた。[18] その富と地位と年配は、まず當時の馬氏を代表する人物だつたといえよう。ただし當時維新は五十七歳であり、一族の長は七十五歳の長老、榮選とされていた。

以上が馬氏一族の略史である。馬維新の一代は、本稿でも別稿でもこれからくわしくとりあげる豫定である。ともかくかれは學校教育もうけず、區・鄉の長にもならず、一生事業に專念した。かれは九歳から馬氏の家塾に家庭教師を招き、一族の子弟と一緒に勉强したが、十八歳からは老年の父にかわつて家務をみはじめ、今日にいたつたのである。地方政治の表面に出なかつたことは、當時中國の大地主の一般的信條でもあつたが、それにもかかわらず事實上地方官衙と密接に結託し、かつ財力と自衛武力をもつて、この地方一帶を制壓していたことは、たやすく想像しうるところである。ただ馬國士の時期の馬氏と清朝支配の結びつき、馬維新の時期の馬氏と軍閥・國民黨の結びつきの具體的な樣相、あるいは馬氏のどのような農村支配體制が、それをして軍閥・國民黨支配の基盤たらしめたのかといつた問題、これらは「調査」によつてもよくわからない。今後の檢討を要することがらと思われる。

第二節　馬氏一族內部の階層分化と現狀

さてここでは馬氏の內部に、もう少し眼をむけておかねばならない。一族の一世紀の歩みは、一人の獨身の夥計の子孫が、やがて巨大な地主一族にふくれ上つていく姿を印象ずけるが、それとともに興味深いのは、その過程で歷然

と現われてくる一族内部の貧富の差、つまり少數の大地主と多數の中小地主への階層分化である。ある世代にある家が巨富を築き一族を代表すると、つぎの世代には別の家がその地位にとつてかわる。一族はそうした轉變をくりかえしながら、やがてはすべて沒落していくかもしれない。だがその時にはまた別の一族が興起してくるであろう。地主階級全體が實はたえず流動していたのであり、そこに中國地主制の特徴のひとつがあつた。

地主一族の興起と内部分化の契機、それは馬氏の歴史からみるならば、主として放賬置田、つぎに「做官發財」であつた。だが反對側から中國地主制を眺め、さきの流動性とならんで中國地主制のもうひとつの特色をなすもの、すなわち中小地主の壓倒的優勢という特徴的現象をもたらしたものは何かと考えるとき、馬氏の歴史からただちに氣ずくのは、小作料收入にたよる地主生活と均分相續制の問題である。

長門鳴珂の子孫をふたたび例にとろう。すでにのべたごとく國干や國士の世代は、各家の實質的な富裕において、もつとも充實した時期であつた。だがかれらの父鳴珂の代とちがつて、國干一代土地は增えも減りもしなかつた。その結果國干の三子が分家したとき、各家はすでに五百餘垧の中地主に變つていた。それでも長男公選自身はまだよかつた。秀才の肩書もとり、一生をゆうゆうと地主生活に過したからである。さて公選のつぎの世代はどうか。第一表のように「調査」當時の三家は、いずれも百餘垧もしくはそれ以下の小地主にすぎない。次男際選は「赶駱駝」（運送業）に失敗し、かなりの土地を典出した。三子にのこした額は、一家當り百垧以上だつたとは思えない。表に漢祥がわずか二十餘垧というのは、母と本人で阿片を吸い、原有六十餘垧を減らしたのである。鐘哲は妻と日本に留學したまま歸らず、漢奸になつていると噂されているが、その土地六十垧はすべて典出されていた。國干の三男登選は公選とよく似た中地主、かつて秀才となり葭縣縣長にもなつた。だが遺産は五家に分配されねばならなかつた。一家當りの額は八十三・五垧[19]、それも表のように維持されかねている。とくに樂は八路軍に身を投じ、母が亡夫の遺産をつぎつぎに阿片にかえていた。鐘銘は西安で商賣をしており、鐘偉は「走水生意」（行商）で一時儲けたがまた損を

し、阿片を吸いながら行商を續けていて、五十一垧はすべて典出されていた。鐘德は西安電報局に勤めている。後妻だつた母が阿片に耽溺し、一垧のこらず「吸い盡し」てしまつたからである。

こうして國干一門十二家はすべて小地主と化し、うち三家は實際上は所有地ゼロとなつていた。これにたいし國士の一門五家は、そろつて中地主の地位を保つていた。凱が百餘垧にすぎないのは、鴻猷の五百五十五垧が最近妻と四子に五等分されたからである。[21] この五百五十五垧という額は、鴻權の買地・典地・典出地の合計額とぴつたり一致する。おそらくこれが均分額だつたのであり、長男鴻藻のみが五垧を加えられたのであろう。ところで國干一門がそろつて小地主、國士一門がそろつて中地主という現状は、なにも地主的經濟活動に差異があつた結果ではない。國士一門の鴻藻兄弟と國干一門十二家では、得た均分額にはじめから顯著な差があつたのである。この差は國士一代の致富も關係がある。だがそれより直接の原因は、國士以後文選、師祖と二代つづいて一子相續がおこなわれた點にある。だからこのまま推移すれば、分散化はやはり免れがたいであろう。その徵候はまず鴻猷の家にあらわれていた。もはや說明は加えないが、同樣のことは第一表からうかがえるように、國均、國華、國棟、國賓、國憲、國璽らの各門にもほぼあてはまるであろう。

地主的大土地所有の分散化が均分相續の進行度によることは、「調査」でも、中小地主への轉落の要因は「分家、抽大烟、生意賠本」の三つである、という形で指摘されている。[22] けれども阿片や商賣の失敗は限られていた。陝西は阿片の產地だけに、吸飲は當時馬氏一族にもかなり廣まつており、五十三家のうち家長や母、妻あるいは家中で吸飲していると報告されたものは十九家に達するが、その所有地喪失に及ぼす影響は一樣ではなかつた。生意賠本の例もかなり多い。際選や鐘偉はさきにでてきたが、五門の鐘瑞は雜貨販賣で失敗し、維綱は失敗から頭が變になつている。また維漢は洋烟に目をつけたが、四・五千元損して引き下り、鐘衡は服毒して自殺した。しかし放賬置田とちがつて一般の「生意」は、成功して中小地主を大地主に引き上げるにせよ、逆に失敗して所有地を喪失させるにせよ、ある一門のある世代というように、限られたものであつ

た。すでにのべたように馬氏は全體として、はじめから商業資本への途を回避していたからである。また國弼はいつも「要死坐死吃、不要掙錢」（じっとしていよ、金儲けに手を出すな）と戒めていたという。「只有財攆人、不能人攆財」とは、財産は財産がつくるので、人が追いかけても出來るものではない、という意味であろう。[29] 國弼の家憲は、ある程度馬氏全體の信條でもあつたと考えられる。

それだけにかかる地主經濟にとつて、どの門どの世代も避けられない均分相續は問題であつた。一代かかつて所有地を少しばかり增やしても、三等分、四等分されていく土地を元の規模に回復するのは容易でない。したがつて地主的土地所有の分散化は、中國地主制の一般的趨勢であり、そのよい實例が馬氏の姿にもみられるところとなつた。だが中國地主制はとめどなく細分化されたのではない。均分相續がもたらす細分化という一般的な律動を內包しながら、現實には地主制がたえず新生し再生した。そのばあいのひとつの契機である放賬置田の詳細は別稿に讓らねばならないが、ただここでは、そのような一族の小地主化あるいは特定の家の大地主への發展ということと關連して、宗族的結合の問題に一言ふれておきたい。族內の貧富の差の激化、破綻をおしとどめる宗族的結合、それは「調査」をとおしてみるかぎりでは、馬氏にはきわめて稀薄なように思われる。義田といつたものはなかつたらしく、わずかに馬維新の例では「五福墳會」への土地據出がわかるのみであり、從兄弟の維城にたいする維新の態度は、手厚い援助者ではなく、酷薄な土地兼併者のそれであつた。だがそれらはのちにもふれる。ここでは主として均分相續の點から馬氏の現狀を紹介したのを一步すすめて、大地主あるいは中小地主の現狀を、家計の概略の點からみておきたいと思う。

第三節　大地主の家計

本節では二〇世紀に入つてのちのこととなるが、馬維新の家計を例にとつて、家計の側から地主經濟の一面をみてみたい。「調査」によつてわかる維新家の家計は、一九一二年から四一年までの三十年間についてである。第二表は收入の明細、第三表は支出の明細、そして第四表は收支を總合してえた餘剩および資產增加の一覽である。[30]（以下必要

第2表 馬維新の歴年収入

年次	収入總額	内訳						農産物作柄(a)
		糧食	利息	商號盈餘	牲畜利息	租賃	雜收	
1912	221.81	160.65	35.14	8.79	7.23			豐作
1913	277.03	235.41	25.84	6.32	9.46			平年作
1914	335.46	261.66	22.43	35.97	15.40			豐作
1915	194.06	109.96	18.79	62.36	2.95			不作
1616	(c)265.18	(b)174.21	8.84	75.00	1.55		5.58	凶作
1917	221.02	168.35	6.82	43.56	2.29			大豐作
1918	287.43	246.40	4.97	7.98	28.08			大豐作
1919	226.30	204.30	5.51	5.93	5.11	5.45		平年作
1920	167.58	104.32	37.49	22.07	0.07	3.63		不作
1921	283.16	215.51	6.25	55.60		5.80		豐作
1922	216.03	202.87	6.15	2.40	0.16	4.45		豐作
1923	200.62	158.18	12.50	22.83	2.50	4.61		豐作
1924	125.65	100.41	8.40		8.40	8.44		不作
1925	258.11	244.90	8.99		0.20	4.02		大豐作
1926	303.48	210.78	32.85	43.41	6.75	6.86	2.83	平年作
1927	387.64	282.46	44.12	49.79	3.86	7.41		豐作
1928	196.75	77.72	62.33	47.97		8.73		凶作
1929	80.43	56.56	21.92			1.95		凶作
1930	449.76	378.93	33.75	26.52		10.56		大豐作
1931	298.04	267.33	18.90	8.06		3.75		平年作
1932	328.18	212.37	30.55	38.75		19 88	26.63	平年作
1933	550.07	337.23	63.30	124.27		25.27		豐作
1934	309.42	125.24	91.50	85.88		6.80		?
1935	340.46	289.20	2.65	24.38	0.50	23.73		平年作
1936	329.57	186.27	9.27	123.70		6.78	3.55	?
1937	206.72	162.50	9.58	27.97		6.67		?
1938	327.85	264.38	0.72	42.86		19.89		豐作
1939	171.42	139.85	2.67	12.06		16.84		豐作
1940	99.45	80.04	1.09	8.30	2.95	5.91	1.16	平年作
1941	180.86	175.99	1.56		1.63		1.68	平年作

數字は、すべて各種穀類、各種貨幣を石米に換算したものである。

a．作柄は參考のため「調査」第15節によつて挿入した。毎坰產量3斗以下を凶作、3斗～4斗を不作（原文歉年）、5斗前後を平年作、7斗～9斗を豐作、1石前後を大豐作としてある。

b．これによると、1916年の糧食收入174.21石は、74.12石の誤りと思われる。以下本文では、74.21石として論をすすめる。

c．bによつて165.18石とすべきである。

第3表　馬維新の歴年支出

年　次	支出總額	內譯					
		糧　食	負　擔	工　資	學　費	布　匹	家中雜用
1912	204.00	60.83	6.25	22.71		10.01	104.20
1913	176.39	74.12	3.68	27.48		31.47	39.64
1914	286.01	88.57	6.21	48.49		45.19	97.55
1915	107.70	38.30	8.14	15.19		10.62	35.45
1916	90.93	43.89	1.59	12.04		1.02	32.39
1917	88.33	44.96	4.63	17.25		7.13	14.36
1918	202.19	78.71	4.73	19.08		31.37	68.30
1919	220.02	79.63	4.71	30.36		27.65	77.67
1920	135.51	46.57	5.93	16.40		19.47	47.20
1921	99.19	42.02	6.47	16.36		13.03	21.31
1922	82.12	34.55	2.36	12.65		5.35	27.21
1923	75.01	41.57	6.21	2.98		6.51	17.74
1924	87.54	45.41	6.28	7.31		6.89	21.65
1925	56.58	38.90	2.87	3.44		4.20	7.17
1926	75.24	36.61	5.02	5.15		9.28	19.18
1927	135.65	49.41	25.59	11.66	4.80	17.05	27.14
1928	120.17	50.63	2.85	14.61	9.65	11.79	30.64
1929	77.12	37.80	5.88	3.90	19.29	5.73	4.52
1930	137.13	48.66	5.82	10.00	34.67	15.98	22.00
1931	140.19	43.72	12.65	10.30	51.40	11.07	11.05
1932	274.53	55.62	34.50	27.74	93.35	13.11	50.21
1933	281.71	53.25	72.22	33.63	64.16	8.65	49.30
1934	311.04	42.69	6.56	33.55	165.93	5.80	56.51
1935	287.56	52.40	5.96	14.50	189.62	4.34	20.74
1936	239.01	47.25	13.86	8.85	134.58	3.05	31.42
1937	141.94	36.96	31.72	5.98	42.90	4.17	20.21
1938	125.89	42.70	17.68	9.74	25.17	16.67	13.93
1939	132.29	44.58	19.47	7.03	29.47	6.80	24.94
1940	253.35	41.62	121.79	7.41	46.49	2.96	33.08
1941	123.50	25.20	70.33	4.89	8.69	0.82	13.57

數字はすべて各種穀類、各種貨幣を石米に換算したものである。

第4表　歴年餘剰及び資産變動

年次	餘剰（石米）	糧食出賣（石米）	資産増加 典地（垧）	資産増加 買地（垧）	資産増加 典窰
1912	7.81	34.50	8.0		
1913	100.64	62.90	19.0		1
1914	49.45	181.02	6.0		
1915	86.36	143.67	76.5		
1916	(a) 174.25	135.44	49.5		1
1917	132.69	51.87	65.0		
1918	85.24	34.84			
1919	6.28	113.36	40.0		
1920	32.07	149.97			
1921	183.97	93.12	62.0		1
1922	133.91	120.24	35.0	3.0	
1923	125.61	153.11	84.0		
1924	38.11	224.85	28.5	20.0	
1925	201.53	50.53	15.0		
1926	228.24	41.33	19.0		
1927	251.99	226.32		10.0	
1928	76.58	286.77	98.5	41.0	
1929	3.31	31.24	52.0	48.5	
1930	312.63	52.96	88.5	14.0	
1931	157.85	136.80	16.0	73.5	
1932	53.65	88.52	70.0		
1933	268.36	140.31	99.5		
1934	- 1.62	87.33			
1935	52.90	186.63			
1936	90.56	202.46	96.5	27.5	
1937	64.78	67.99		17.5	
1938	201.96	180.31	45.5	31.0	
1939	39.13	228.24	24.5	31.0	
1940	153.90	127.89	6.0		
1941	57.36	99.85			

この表は「調査」P.140〜142、歴年收支比較表からとつたが、同表の收入、支出の數字は、第2表、第3表とかなりくいちがいがある。どちらが正しいかわからないので、第2表、第3表が正しいものとし、したがつて盈餘額を訂正した。

(a)　第2表註bにしたがえば74.24石となる。以下74.24石として論をすすめる。

第5表　　（単位石米）

「收入」總額		213.489（188.809）
うち	糧食	158.949（134.269）
	利息（牲畜利息，租賃をふくむ）	20.976
	商號盈餘	33.564
「支出」總額		89.820
うち	糧食	41.272
	その他	48.548
餘剰		123.669（98.989）

（　）のうちは，崇德厚への出資123.4垧にみあう租子24.68石をひいた計算である。以下本文も同じ。

まず收入からはじめて、「商號盈餘」の項があることは、維新が經營する字號崇德厚との關係を示している。崇德厚は毎年「淨長錢」すなわち純利益金を計上し、これを積立てて三年に一度、股份に應じて分配した。こうして維新の得る「財東分利」が、この「商號盈餘」の源泉だったことは間違いない。しかし一九一七年以前は崇德厚が開業されていないし、開業後も帳簿をみると、一九一九年最初の財東分利があり、それも二〇年一年間はすぐ「財東曲支錢浮存」（當座預金）とされて引き出されていない。したがって少くも一九二〇年以前の商號盈餘は、他の字號への出資からえた利益とみなければならない。

だがここではもつと重要な點、すなわちこの商號盈餘が、維新の字號からえた利益全體からみれば、ごく小部分を占めるにすぎぬことを述べておかねばならない。第一にいまのべたごとく、崇德厚の例によると、財東分利は全額ただちに家計に繰り入られたのではなく、一旦財東名義の當座預金にうつされ、必要に應じて一部が引き出される例なばあいは、三表の收支をさすとき「　」を附して、一般的な意味での收支と區別する）。

ただこの三表について、「調査」はほとんど說明を加えていない。そこで三表が示す收入・支出が、馬維新の多面的な經濟活動のうち、どの範圍までを含むものであるかを推定しておかねばならない。またそれは馬維新の地主經濟の全體についての一應の說明ともなるからである。

が多かった。第二には、その引出額が必ずしも全部家計にくりこまれたのではなかった。たとえば維新は一九二一年一年間に二百八十八・〇八九吊、二二年は二百二・三五八吊を崇德厚の財東當座預金から引き出している。これが第二表同年の商號盈餘五十五・六石、二・四石と對應しないことは明かである。かりに石米十吊で換算すれば、引出額は二一年は約二十八・八石、これが他號からの分と合して五十五・六石になったとしよう。それならば二二年の二十・二石のうち大部分は家計にくり入れられなかったことになる。だが第三にもつと大きいカラクリがある。それは崇德厚の淨長錢したがつてまた財東分利を毎年計上するばあいの資産評價法であった。たとえば崇德厚は二一年の糧食資産を米一石錢一吊、二二年は〇・五吊で錢吊に換算している。だがこれはとうてい實際の糧價とはいえない。つまり毎年の資産評價は不當に低く見積られ、したがつて純利益計上も抑えられ、資産の實質内容のみが肥大させられていつた。（低評價法は現物資産のみでなく、現金についても、諸種貨幣の錢吊への換算に用いられた）。その過小見積分は必要時あるいは字號閉鎖・清算のさいにだけ修正され、表面に浮び上る仕組であつた。當然そのばあいの折價率ははね上る。かくて維新が崇德厚から得た利益の實額は、このときはじめて全貌をあらわしたのであり、平年の利益計上――財東分利は、その年の實際の利益の一部にすぎなかつたわけである。[24]

つぎに、以上のことから、「利息」も明かになつた。これも崇德厚とは別個の、衍福堂がおこなつた高利貸の利息にちがいない。ただし衍福堂の高利貸事業自體がかなり大きかつたのに、この項の額ははなはだ少い。そこでこれには典地から入る小作料が含まれず、もつぱら指當（抵當物件の占有權受渡しをともなわない、いわゆる指地掲錢のほか牛・驢・騾・羊・猪・樹・工・窰などを抵當とするもの）と、（例外的な）無擔保貸借の利息であつたことが推定される。ちなみに指當の月利は三分から一分まで、さまざまであつた。

つぎに「牲畜利息」は、言葉通りでは指當と區別がつきかねるが、これはおそらく「伙喂牲畜」形式の高利貸と思われる。この伙喂牲畜というのは、驢を主としたが、簡單にいえば地主が驢を買い、價格（＝貸付元本）と契約を定

めて伙喂戸に貸與する。伙喂戸は收穫期のような特定期間地主の使用を認めるほかは自由な使用權をもち、そのかわり飼養の責任を負う。さて當事者の一方が止めたいと思えば驢は買却され（相手方に先買權があり、斷れば第三者に賣却する）、賣價からまず元本が差引かれ、なお餘剰があつても不足となつても、地主と伙喂戸は權利・義務を折半した。しかし伙喂驢は大概母驢であつたから、仔を生めば餘剰はかなり生じた。このばあいの利益が地主にとつては利息だつたのである。[29]

「租賃」とはいうまでもなく、房屋その他の賃貸料收入である。

最後にこれら各項目よりはるかに大きく、衍福堂の「收入」の大宗をなしていたのは、「糧食」收入であつた。これは糧食形態の收入一般をさすのではなく、現物形態による小作料のことであつた。なぜなら「調査」二六頁に一九三三年の馬維新の收入は、「典地、買地合せて千六百七十六垧、租糧收入六百七十四石」だつたとある。これは粗糧による計算で、米に換算すれば三百三十七石、すなわち端數を度外視すると第二表同年の數とぴつたり一致する。こから第二表の「糧食」收入は、買地と典地の小作料であつたことが判明した。これが租子とよばれなかつたのは、典地の小作料や「安伙子」制の收入（「調査」はこれを分糧とか糧食とか書いている）をふくむ項だつたからであろう。[30]

ここから計算すると租子は、一垧當り粗粟四斗（米二斗）である。租子は多種多様の品種を粗糧または米に換算して表示された。一例として一九三二年、馬維新が楊家溝に有した土地百十垧の租子をみると、米八・五石、麥〇・五石、綠豆二・四石は各二倍の粗糧に、黑豆十三・八石、黍四・三石、雜粟十石は各々等量の粗糧として換算されている（黑豆の原表三・八は十三・八の、雜粟一は十の誤りでなければならない）。このばあいでいうと租子は、粗糧五十・九石（原表の四十一・九石は誤算）＝米二十五・四五石、一垧當り約四・六二斗＝米二・三一斗であつた。[31] ちなみに第二表「糧食」收入をうみだした買地額、典地額を、第六表、第七表として掲げておこう。[32]

こうして馬維新の收入は多種多様であつたが、買地・典地の租子、安伙子制の收入、指當の利息、商號盈餘、伙喂

第6表　馬維新土地占有變化表　　（單位、坰）

年　　次	國弼買地	維新買地	分　　出	所有地
1884(光緒10)前	354.5 (a)			354.5
1884 ～ 1893	103.5			458.0
1894 ～ 1903	275.0 (b)			733.0
1904 ～ 1913		35.0		768.0
(1909)	128.0 (c)			896.0
1914 ～ 1923		(h)	7 (d)	889.0
1924 ～ 1928		71.0		960.0
1929 ～ 1933		136.0		1096.0
1934 ～ 1935				
1936		27.5		1123.5
1937		17.5		1141.0
1938		31.0	2 (e)	1170.0
1939		31.0	5 (f)	1196.0
1940			20.5(g)	1175.5
1941				
合　　計	861.0	349.0	34.5	

この表は、「調査」P．29～30の表に手を加えて作製したものである。

(a)　この年、鳴鳳の遺產を國弼が相續した。

(b)　「調査」第4節、馬維新小傳では、國弼の買地は、375坰とある。これが正しいとすれば、275坰のうち3.5坰は、1902年（1903？）維新が家事を繼いだのちの買地となる。

(c)　この年、字號崇盛西、崇元號が閉業し、資產が分配された。

この128坰をふくめて、國弼買地の欄にあるものが「祖產」、維新買地の欄にあるものが、「新產」である。「調査」P.29には、維新の「新產」を說明して、「一共購買了981坰（計算のまちがい、349坰とあるべきである）地、裏邊有由〝崇德厚〞轉來的有136.5坰(計算のまちがい、126.4坰とあるべきである)」とあるが、これは正しくない。崇德厚には當初、土地で123.4坰出資され、1922年3坰增加して、1938年閉業時は126.4坰であつた。なるほどこの126.4坰は、ふたたび衍福堂の買地にくり入れられた。しかし當初の123.4坰は、「崇德厚創辦于1917年。它的底子、原是過去崇盛西、崇西號分來的遺產。」（「調査」P.51)、「這使崇德厚的買地、從原來繼承來的123坰買地、增加到了126坰。」（同、P.56）とあるように、128坰の大部分が、ふたたび出資されたものであつた。それ故「新產」にかぞえうるのは、3坰にすぎない。この3坰は、本表が崇德厚へ出資した土地もふくんでいるとすれば、當然本表に加えられねばならないが、脫落している。そこで(h)のところへ加えれば、「新產」は352坰、うち崇德厚から移管3坰ということになる。また以上のことから123.4坰の出資も、126.4坰の回收も本表に記帳されていないので、本表が崇德厚の土地もふくめたものであることは、確實である。

(d)　五福墳會（國弼の祭りの會）へ提供。

(e)　妹に分給。

(f)　この年の冬、2女に分給。

(g)　土地「劃分」（沒收）

(h)　「調査」P.41～43、土地價格變動實例表、P46～47の歷年土地價格變化表、および本稿第4表に照合して、ここに1922年買得3坰を加えるべきであり、それは(c)でのべた崇德厚の買地3坰である。「調査」P.56には、李萬和なるものの典地3坰が、1922年、買地に轉化したことをのべたあと、(c)で引用したように書いている。

第7表　馬維新歴年典地變化表

年　　次	典　入	被　贖 (b)	轉爲買地	實存典地
1884(光緒10)前	481.0 (a)	0	0	481.0
1884 ～ 1911	416.7	586.5	235.5	311.2
1912 ～ 1921	370.5	357.5	84 5 (c)	324.2
1922 ～ 1931	450.0	338.5	168.0 (c)	435.7
1932	70.0	0	0	505.7
1933	99.5	27.5	0	577.7 (d)
1934	0	0	0	577.7
1935	0	0	0	577.7
1936	96.5	204.0	0	470.2
1937	0	3.0	0	467.2
1938	45.5	93.0	31.0	419.7
1939	24.5	60.5	31.0	383.7
1940	6.0	1.5		388.2
1941	0	238.0		150.2

この表は、「調査」P.34～35の歴年典地變化表をもととして作製した。

(a)　この年、鳴鳳の遺産として、國弼に渡された。

(b)　回贖は、本來の意味では、「請戻し」であるが、この表では次の欄の買地に轉化した分もふくんでおり、〝回贖された〟というよりは、〝消滅した〟といつた方が正しい。

(c)　「調査」P.35の説明中、「變化しつつある典地（つまり被贖額）」のうちに「轉爲買地」額の占める比率があげられており、それによると、この2欄に脱落があると思われ、逆算して挿入した。その結果、買地に轉化した典地の合計は550垧となり、「調査」の説明と一致した。ただし説明中、1884～1911年を26%としているのは、40%の誤算でなければならない。

だが、これで本表自體の説明はついたが、第6表及び第4表との間に重大な矛盾が生じた。すなわち1912～1921の買地轉化84.5垧は、第4表、第6表に該當する買地がないのである。この疑問は解くすべがないので、いまはかりにこの年次の「轉爲買地」は0として論をすすめたい。

(d)　1933年以後の實存典地額は、典入、被贖の項の數字が正しいものとして、原表の誤算を訂正してある。したがつてこの前提に誤りがあれば、再修正が必要となる。

驢の利益、租賃、これらに共通するのは、投下資本にたいする廣い意味での利子收入とでもいうべき性質である。第二表の「收入」はこの範圍に限られていたのであつて、衍福堂の經濟に限つても、この表の外に、大きな資産とその流動があつたことを忘れてはならない。「收入」の源泉たる廣い意味での元本は、年々の餘剰を加えて增加していた。またそれは現實には土地買得、典地の受入れと回贖(請戻し)、貸付と返濟、糧食のストックと放出、字號への出資と回收といつた經路と形態で回轉流動していた。もちろん元本擴大にともなう利子的收入の增加は、年々表に書き加えられており、買地・典地の增加は第四表でみることができる。だが糧食賣買などは出賣量がわかるだけで、利益總額すらもわからない。またすでにのべたように崇德厚の利益總額も、第二表からはわからないわけである。

「支出」も消費家計的な部分に限られていた。このほうは各項目とも標題どおり考えてもらえばよく、簡單な說明に止めよう。ただここで注目に價するのは、「負擔」すなわち租稅・攤派の僅小さである。特別賦課のあつたばあいや一九三六年以降をのぞけば、それは十石以下であつた。とくにすぐあとでのべる十年間の負擔は、一年平均わずか四・九五石にすぎなかつた。この間衍福堂の土地は典地をのぞいても(實は典地の公課負擔が、受入れ側と典出側のどちらに課せられていたかわからないので、一應のぞいて)、九百垧に達していた(崇德厚出資分をここではふくめておく)。しからば一垧當り「負擔」は約〇・〇五五斗である。これにたいし一垧當り租子收入は、前述のように一九三三年概算二斗であつたが、漸增傾向を勘定にいれて、さきの十年間の平均をかりに一・六五斗としよう。それでも「負擔」は實に三十分の一にすぎなかつたのである。

話が横にそれたが、「支出」のつぎの項目「工資」は、雇工の賃金であつた。しかし維新にかぎらず馬氏一族は、雇用勞働による農業經營には食指を動かさなかつたから、賃金はすべて家中使役の男女長・短工すなわち雜役や各種匠人(石工・木工・柳工など)、奶媽、做飯的、洗衣婦、童工(「攔羊」の小孩子)の賃金であつた。[28] 最後の「家中雜用」費は、家中雜用・柴炭・針綫雜用・肉食・伙食雜用・婚喪禮儀・牲畜草料・水果・醫藥・迷信・農業雜費・

郵電・文具紙張の各費であつた。[40]

以上で第二、第三表の内容はほぼ明かとなつた。地主家計の歴年の變動は思いの外大きい。収入では「糧食」＝租子が大部分をしめていたため、農産物作柄の影響は直接かつ甚大であつた。そうして年々の自然條件の變化によるあまりに大きい收穫の差は、この地方の農業の後進性を端的に物語つている。支出では變動は「家中雜用」費に大きい。だがこれは特別のばあいのようである。おそらく一九一二―一四年の支出增加は、一三年の母の死と、一三・一四年の新窰建築によるものであり、一九一八―一九年は父國弼の死によるものと思われる。

そこでこの五年をのぞき、また一九二七年以降は別に檢討すべき期間とし（二七年以降は學費が大きく出現したほか、衍福堂の經濟が全盛期にむかつて膨脹し、つづいて紅軍の出現以後急速に收縮過程に入る變動期であつた）、比較的平常な十年間（一九一五―一七、二〇―二六）をとつて、平均的な收支をみておきたい。

その算出した結果は第五表のとおりであつた。第五表によれば、收入では「糧食」が實に七十四・四％（七十一・〇％）を占め、「利息」は九・八％（十一・一％）、「商號盈餘」は十五・七％（十七・七％）であつた。支出は少く、總額で收入の四十二・五％（四十七・五％）すなわち半分に滿たなかつた。かかる多額の餘剩、租子收入を主要源泉とする餘剩は、やがて直接土地買得に投下されるか、高利貸部門に投下されて增殖されたのち、土地資本に回歸して、餘剩をいつそう擴大させた。もちろんこのばあい「商號盈餘」の比重が小さかつたことから、馬維新の資本蓄積における字號經營の役割を過小評價してはならない。この點はすでに注意しておいた。だが見方をかえていえば、衍福堂の收租地主としての大規模さは、字號の收益の大部分を家計にくりこむ必要をなくした。利回りからいえばはるかに率のわるい租子收入、しかも作柄による變動の大きい租子收入が、平均してみればそれを可能にする程大きかつたということは、元本にたいするリスクの小さい點と相まつて、土地資本が衍福堂の經濟の主柱だつたことを物語つている。

それればかりでなく租子が現物形態であつたことは、蓄積した糧食を投機的賣買に投入することによつて、收入の作

柄による變動を調整することを可能にした。なぜなら「糧食」減收の凶・不作年は穀價が騰貴し、「農民救濟」の美名の下にストックを放出し、暴利をむさぼるチャンスでもあつたからである。第四表の糧食出賣の項の數字は、この間の事情を的確に示しており、このことはまた維新みずから語るところであつた。たとえば一九二九年は凶作であつたのに、出賣額はわずか三十一石であつた。これは維新の「見込みちがい」によるものである。かれは二七年、翌年を穀價下落とふんで大量に放出した。ところが二八年大旱災がおそつた。あわてたかれは、この年も二百八十餘石を放出した。しかるにさらに翌二九年も凶作はつづいた。「眼のきく」人だつた維新も、このときばかりは賣るべきストックを持たなかつたのである。[8]

馬維新は當時の馬氏きつての手腕家であつた。經濟活動は多方面にわたり、その範圍はそのころ陝北地主が普通手がける利殖方法ならなんでもふくんでいたとさえ思われる。だが多面的にみえるのは、實は高利貸業務の内容に變化があつたにすぎない。收租地主制を中心として、その前方にあるのが高利貸部門ともいうべき典質（典地のほか典窰・房など）、指當、伙喂牲畜であつたとすれば、後方にあるのは糧食の投機的賣買であつた。高利貸部門と收租地主制は、資本供給および高利貸利潤の土地資本化の面だけでなく、典地から買地への轉化が土地買得の通常の經路であつたという點でも結合しており、糧食賣買と收租地主制の結びつきはいまのべたとおりであつた。そうして高利貸業および糧食賣買を主内容とする字號經營が、同じく收租地主制を中心としてその周圍に設置されていたわけである。[9]

このような構造をもつ馬維新の經濟は、おくれた中國地主制のなかでもいつそう後進的であり、單純であつたといえる。現物經濟が支配的であつたこと、馬維新の活動に（糧食賣買をのぞけば）商業資本家的要素がほとんどないこと、みなそうである。だが逆にみれば、馬維新の經濟は、中國地主制のおくれた側面の擴大鏡とはいえないだろうか。また農業生産への直接的投資がほとんどない點も、中國地主制の一般的特徴につながるものであつた。衍福堂の投資のうち生産面への投資といえそうなのは安伙子制のみであり、雇工經營のごときは、一九四二年の伙種地にたいする減租規定制定後、自種が安種・伙種に比べて有利と

なつたあとでも、まつたく採用されなかつた（別稿）。その安伙子制とて實體は註㉖にのべたとおりであり、この制度が衍福堂の經濟中に占める比重もいうに足りぬほどであつた。そしてそれさえ一九二六年から中止された。「馬維新の話によると一九一五―一六年以降、平均して收穫量が多くなり、小作料が增加し、出小作が安伙子より有利になつた」からであつた。

第四節　中小地主の家計、その他

前節では大地主馬維新の家計を檢討した。だが第二節でのべたように、現實の馬氏の大部分は中小地主であつた。そこで嚴密にいえば不可能だが、維新の家計から中小地主の姿も一應推測しておくことにしたい。

そこでいま中小地主の「支出」を、「糧食」は衍福堂の三分の二、その他は控え目に見積る意味から、三分の一で足りたと假定したらどうなるであろうか。第五表を基準にとると、支出總額は約四十三・七石となる。「糧食」支出を三分の二と假定した第一の理由は、これが肉食・水果などを含まぬ最低必要經費だつたこと（肉食・水果などは「家中雜用」費）、第二の理由は、當時の衍福堂の家族構成が、一九一六年を例にとると大口三、小口四、雇工六（伙計＝長工三、奶媽一、做飯的女人一、針綫工一）、すなわち雇工數において通常以上だつたからである。ではその四十三・七石の支出をまかなうには、土地はいか程必要だつたろうか。いま收入はすべて租子收入と假定すれば、衍福堂の租子收入百三十四石に對應する土地は約千百五十垧（第六表から、崇德厚出資分を差引いた買地を約八百垧、第七表から典地を約三百五十垧として）であつたから、四十三・七石に對應する土地は約三百七十垧となる。

もし以上のような大雜把な推計がある程度事實に接近していたとすれば、筆者が第二節で三百―五百垧の地主を中地主とよんだのは、ほぼ當つていたことになる。中地主といえば維新の父國弼は、はじめ三百五十四垧から出發したが、かれ一代「家用少く、收租多し」といわれ、また三人の兄弟と合資で字號崇元號を開いたり、獨力で崇義長を開いたりして放賑置田に努力した。その成績はあまり香ばしくはなかつたが、國弼の利殖の努力はともかく一代で、買地三百七十八・五垧の增加となつてあらわれている。しか

し反對に奢侈的で安逸な地主生活をすごしたばあい、中地主程度の租子收入では消費との差は少く、阿片にでも耽溺すれば土地擴大どころか、現狀維持も容易でなかつた。そのよい例が馬維城である。

馬維新の從兄弟に當る維城は、一九二一年兄維綱（これも商賣で失敗した）と分家してから一九四一年までに、百八十五垧を維新に併呑された。この額は所有地の七十三％に當つたというから、維城ははじめ二百五十三・四垧を有していたことになる。維城が土地を維新にうばわれるくわしい經緯は、「調査」第八節に述べられている。要するに一九四二年、維新や方々に借金を重ねて首のまわらなくなつた維城の土地は、一垧のこらず返濟のために消えうせた。かれは「日がな一日阿片を吸つて暮した」。そのため「先祖が殘した土地は、またたくまに阿片の煙管をとおつて、〝きれいさつぱり〟喉に吸いこまれてしまつた」のである。だがそれにしても、維新の維城にたいする態度は、さきにも一言したように、酷薄な兼併者のそれであつた。もちろん援助の措置がまつたくなかつたわけではない。すぐあとでのべる無利息の借金をみとめた點や、わずかではあるが無償供與もある。だがそれは一九二八年でいうと、穀子二石相當額であつた。これは手厚い援助というよりは、「面子」のためであつたらしい。この點からもわかるように、馬氏一族內部には、宗族的結合が、ほとんど見當らないのである。義田らしきものもなかつたらしく、維新家でいえば、第六表註dの土地七垧の提供——「五福墳會」への據出——がわかるだけであるが、これは分支のみの會であつた。なおもう少しつけ加えておこう。維城がつくつた維新からの借財を一九二八年一年間についてみると、その總計は無利息もの二百十四・八五元、高利五十元、計二百六十四・八五元であつた。しかしこの額は維新の家計においてみたら、いくばくの比重をもつであろうか。雇工賃金にかんする「調査」の說明によると、一九二六年の糧價は米一斗一・二元であつた。二八年もこの程度であつたとすれば、二百六十四・八五元は二十二・〇七石である。試みに第三表から、馬維新が敎育費に支出した額と比較していただきたい。

もつともこの敎育費との比較は、あるいは妥當でないかもしれない。ここからいうべきはむしろ、子弟敎育がおど

第8表 馬氏一族の學歷、職業

海外留學　日本 ドイツ アメリカ	3 1 1	1. 天津紡織工廠經理　1. 家務　1. ? 城固西北聯大文學院院長 四川大學教授
高等專門教育を受けた者（中退をふくむ）ないしそうと推定される者	9	1. 西安高等中學校長（現在行方不明）　1. 神木縣政府工程師 1. 陝甘寧邊區參議員兼本村小學校長　1. 榆林縣政府工作 2. 商業　3. ?（家務か）
中等教育（中學、師範、實業學校などの卒業、中退）を受けた者、ないしそれと推定される者	12	1. 洋縣銀行　1. 雲南國民黨軍隊の軍需工作　2. 小學校教員 6. 家務　1. 在學中　1. ?
初等教育を受けた者	3	3. 家務
不明	19	1. 國民黨第86師の軍需工作　1. 商業　1. 西安電報局勤務 1. 八路軍に參加のもとで工作　10. 家務　1. 米脂縣、国民黨派遣縣長 4. ?
その他	5	1. 秀才　現在　米脂縣政府建設科副科長 1. かつて靖邊縣長　現在家務　1. ?　現在河岔區長 2. 寡婦　現在家務

ろくほど金のかかる仕事だつたこと、にもかかわらず馬氏一族は、意外なほど子弟教育に力を注いだこと、のほうかもしれない。一族には古い「做官發財」の觀念があつたからであろうか。また中小地主だからこそ、放賑置田や糧食賣買に力の限界を感じ、家運挽回の期待をそこにかけたのであろうか。ともかく子弟教育は必ずしも大地主だけの仕事ではなかつた。とすれば教育費は維城の阿片代に劣らず、中小地主の家計を壓迫したであろう。

教育も楊家溝の小學校や、せいぜい綏德の中學校、師範までならまだよかつた。しかし太原とかそれ以遠の遊學となると話はちがつてきた。觀山氏によると一九二六・七年頃、北京だけで馬氏の子弟の中學・大學に學ぶ者は五十餘人の多きにのぼつた。かれらには一人一年に一千ないし二千元かかつたといわれるが、その他少くなかつた外國留學も、費用は相當なものであつたろう。ところがその一千・二千元の現金をうるのに、陝北の楊家溝はどんなに不便であつたか。觀山氏によると、三百個の卵がたつた大洋一元、一匹の鷄が一角、また村から縣城まで何十里の道を一架の茄子をかついでいつて大洋一角、一匹の駄畜に小米の袋を二つ積んでいつて四角という土地柄であつた。

それでもとにかく金さえあれば、教育の機會はたやすく手に入るようになつた。ところが巨費をくう割に、「做官發財」のほうは昔通りにはいかなかつた。第八表は試みに一九四二年頃の五十三家の家長もしくは代表的な男子の學歴と職業を、判明するかぎりで示したものである。目立つた存在は海外留學五名のうちの三名、すなわち師儒（聯大文學部長）、師亮（四川大教授）、師尚（天津紡織廠經理）の三兄弟などであろう。だがこの三兄弟にかぎらず家郷を出ている者には、「發財」して家郷に送り、やがて歸郷して地主に納まる可能性の薄い者が少くない。そうして第八表にみられるような職業的分化は、一族内部における土地經營、商業、高利貸などの組合せ——族的な協力體制——といつたものでないことも注意しておくべきであろう。

むすび

こうして邊境においても、一九三〇・四〇年代の巨大な地主一族は、時勢の推移と内からの土地分散化のもとで、階層的分化や職業的分化の波にあらわれようとしていた。

だがこのことは地主制の變質とか、農民支配の弱化を意味しない。いやその反對であり、大地主の中小地主化が、直接支配下にある小作農民の搾取の强化を隨伴することは、一九三〇年代中國農村の實態調査がしばしば指摘するところである。

さてこうした馬氏一族の上には、一九三四年から思いがけない事態が出現した。紅軍の出現から抗日戰爭勃發、そして邊區の人民民主政府成立がそれであつた。その下で減租政策は具體的には地主經濟にどのような影響を與えたか。租子收入、土地所有、典地保有、字號經營などはどう變化したか。またそのなかで地主たちはどのような對策をこうじ、苦境を切りぬけようとしたか。これらの點は別稿にゆずらねばならない。本稿ははじめにものべたように、變容―解體前夜の一地主一族の經濟生活の素描に止まるのである。ただこの在地地主の生態の描寫は、經濟的側面についても十分でなく、政治的・社會的側面についてはきわめて不十分、というよりノーコメントではあつたが、それてもいわゆる地主封建制なる概念が、基礎概念からはじめて政治・社會體制との統一的把握にいたるまで、嚴密な歴史的再檢討を必要としていることは示唆しているように思われる。この前近代的な地主經濟が同時にほとんどあらゆる面で明瞭に示している性質、貨幣經濟的諸關係にふかく立脚している側面については、別稿でのべることにしたい。

註

① 觀山「陝北唯一的〝楊家溝馬家〟大地主」、新中華、第二卷第一六期、一九三四年。

② 行政院農村復興委員會叢書「陝西省農村調査」、商務印書館、一九三四年。

③ B六版一六九頁。三聯書店、一九五七年。

④ この觀山氏の記述は、年代の點では疑問がある。「調査」によると嘉樂がはじめて設立し、のちながく光裕堂（嘉樂の堂號たると同時に、馬氏全體をさしても用いられた）の事業の中心となった字號「崇盛西」（資本金錢二千串、うち嘉樂千串、姜安邦千串、股份は嘉樂と姜、銀股各二分、申曰謝、李逢源身股各一分、李崇元半分は、すでに道光一三年、米脂に創設されている。またこれが本文の「ささやかな舖子」であれ、「大きな舖子」であれ、嘉樂の結婚が道光一三年（一八三三）以後となると、それから生れた長子鳴珂、その鳴珂の次男國士が同治六年（一八六七）、官を辭して歸って扶風寨を築いたというのは勘定があわな

い。老年まで獨身を押し通したという話も、おそらく立志傳にありがちの粉飾なのであろう。

⑤ 藤井宏「新安商人の研究、二」、東洋學報　第三六卷第二號、一九五三年。三五頁。

⑥ 「調査」二六頁。

⑦ 「調査」二頁。

⑧ 「調査」二頁の脚註。

⑨ 「調査」二二頁によると、光緒一〇年鳴鳳の遺産が四子に分配されたが、その一人たる國弼の分け前は三百五十四・四坰であった。

⑩ 「調査」八頁の脚註。

⑪ 註⑧に同じ。かれは鳴珂の三子の一人として千六百餘坰を受けつぎ、死後三子に各五百餘坰をのこした。

⑫ 「調査」三三頁。馬瑞唐の土地所有をのべた箇所に、瑞唐の千百餘坰のうち八百五十八坰は、分家によって得たとある。

⑬ もっともこの數字は買地のみである。しかも實際はもっと多かったろうと推測されている。「調査」一四頁。

⑭ 「調査」二二～二四頁。

⑮ これらの數字は、「調査」二九頁、馬維新土地占有變化表をもとに作製した本稿第六表（第三節掲載）參照。原表についての「調査」の説明は誤植が多く、採用できない。

⑯ これらの數字は、「調査」三四頁、馬維新歴年典地變化表をもとに作製した本稿第七表（第三節掲載）參照。

⑰ この年元本一萬吊を回收したほか、清算による「財東分利」約一萬四千六百吊を得ている。（嚴密にいうと、このうち六百吊は字號所有の買地の評價額だが、この買地は本文であげた維新家所有地とダブっているから、差し引くべきである）。この財貨は「解放」後、積極的に投資する場を見つけていなかったと思われる。くわしくは別稿でのべる豫定。

⑱ 「調査」二七頁。

⑲ 「調査」六頁。鍾瑤の項。

⑳ 「調査」七頁。凱の項。

㉑ 「調査」二頁の脚註。

㉒ 「調査」二五～二六頁。

㉓ 「調査」第一四節の各表による。

㉔ 「調査」附件二、崇德厚歴年清賬の八表參照。詳しくは別稿でのべる。

㉕ 指當、伙喂牲畜については、「調査」第一一節參照。

㉖ 安伙子あるいは安伙則のことは、「調査」第一二節に詳しい。この制度は馬維新家では一九二六～三八年の間中止されていたから、一九三三年の數字には關係ないが、ここで簡單に説明しておこう。これは陳翰笙が「中國經濟年鑑」第一輯の第七章、租佃制度で、物租制の第一類「分收的物租」の第一形式としてあげた「幫工佃種」制に當るものである。すなわち地主は土地のほか種子、牲畜、農具などの生產資本を提供し、さらに伙子の平日の食料、柴炭、住居たる土窰も貸與える。伙子は勞働力のみを提供するので、この點では雇工に近い。しかし賃金支拂方法からみると、

これは小作制にも近いのである。つまり收穫からまず種子、牛料が天引され、殘りが地主と伙子で折半される。そうして伙子は自己取分のなかから、食料・柴炭など前借分を返濟した。當然この制度のもとでは、伙子の地主に依存する度合が強い。その現われは、伙種地の耕作以外の種々の義務にみられた。伙子は地主の自種地のための草取、施肥、耕種、收穫、打穀などにも從事し、妻は地主家の使役に應じねばならなかった。そのかわり一日あるいは一日の大半を地主のために働けば、食事を與えられ、作業日數が多くなれば、賃金も與えられた。また伙種地のうち一、二咀（一咀は一垧の五分の一）は、瓜・山藥などを栽培し、その收穫はすべて伙子の權利とされた。また伙種地の柴草、「牲畜走」（糞肥？）はすべて地主の所有に歸したが、一、二背の黑豆秸あるいは數掴の高粱棒棒が火つけ用として給與された。

この制度がなぜ中止され、共產黨治下になってなぜ復活されたかは面白い問題であるが、それは別稿に讓らねばならない。

(27) 「調査」八二頁。本文でのべた租子は實交額であり、實交額は原租額（定額）をもとに、その年々の作柄を參酌して決定された。したがって實交額はもちろん年々變動したが、原租額も長い年月の間徐々に變動した。これらの詳しい點は別稿でふれたいと思う。

(28) ところで本文の數字から、思いがけない問題がみつかった。本文一九三三年の「千六百七十六垧」は、第六表・第七表の同年の數の合計と一致する（一、〇九六プラス第六表註hの三プラス五七七・七）。したがって「租糧收入六百七十四石」＝第二表一九三三年「糧食」收入は、第六表一九三三年の買地千九十六垧（表の註hでのべたように実は千九十九垧）の租子を全部ふくんでいることになる。ところがこの千九十九垧は、第六表の註cでのべたように、一九一七～三八年の間字號崇德厚の所有した土地もふくめた數字なのである。つまり第二表の收入各項目では、衍福堂と崇德厚が分離されていたのに、「糧食」の項だけは兩者が混同されていたことになる。これは「調査」のミスなのかどうか、よくわからない。ともかく衍福堂の經濟を嚴密に推計する必要があるばあいは、この點に留意せねばならない。租子についていえば、土地百二十三・四垧（一九二二年以降は三垧プラス）にみあう量、かりに一垧二斗として二十四・六八石（二十五・二八石）を差引くべきである。

(29) ただし典地のばあいは、第七表に崇德厚の分が含まれていない公算が大きい（詳細は別稿）。そこで典地は、以下第七表すなわち衍福堂保有分のみとして論をすすめる。

(30) 「調査」第一三節による。

(31) 「調査」一三九頁の歷年支出種類變化表のうちこの十三項目の數字の合計が、第三表「家中雜用」費と一致した。この十年間の作柄は、大豊作二年、豊作三年、平年作一年、不作三年、凶作一年であった。これは一八九四年以降五十年間の傾向、すなわち十年毎に大體豊作四～五年、平

㉜ ㉝

年作または不作四～三年、凶作二年と、ほぼ一致する。

「調査」一四三頁。

ここで参考のため、全盛期一九三三年をとって、馬維新の經濟のうち、字號および糧食賣買部門をのぞき、買地と租子收入、典地と租子收入、指當・伙喂驢の元本と收入の比重を、概略であるが量的にみておこう。この年の資產構成は、所有地九七二・六垧（第六表一、〇九六垧プラス三垧から字號分一二六・四垧をひいたもの）、典地五七七・七垧、指當元本は銀四二〇兩、現洋一、四二一元、錢七六四・一吊、その他米二五・二七石相當の租賃をもたらす不動產であった（指當元本は「調査」九六頁による）。典地は典價を買地の四〇％とすると、買地二三一垧に相當する。また銀一兩は洋二・四元、錢一吊は洋〇・四元とすれば、指當元本總計は洋二、七三四・六元であり、一垧三〇元として買地約九一垧に相當する。すなわち三者の評價額における比重は、九七二・六、二三一、九一、いいかえれば一〇〇、二三・七、九・三の比であった（地價および典價を賣價の四〇％としたことは別稿參照。また銀兩、錢吊の洋元への換算は崇德厚關係の資料によった。崇德厚の換算率には別稿でのべるような問題があるが、この年については、大體問題がない）。

この比は第五表にみた收入構成比、すなわち糧食七五、利息一〇と大體合致している。收入面では買地と典地の差はないから、地積どおりほぼ買地二對典地一として糧食（買地、典地の租子收入）をわけると、七五は五〇對二五となる。買地收入五〇、典地收入二五、利息一〇は、いいかえれば一〇〇、五〇、二〇である。資產構成比で典地が二三・七、指當元本が九・三であったのに、收入構成比で典地が五〇、利息が二〇であったのは、典地、指當の利回りが、買地小作制の二倍以上だったことによる。

一九三三年の收入實數でいえば、糧食收入三三七・二三石を買地と典地の面積比でわけると、二一一・六石と一二五・六石、これに利息がこの年にやや多く六三・三石となる。これは一〇〇、五九、三〇の比である。第五表から算出した收入構成比と若干異るが、買地と典地・指當の利回りの差からいえば、むしろこの方がよいくらいである。利回りについては別稿を參照していただきたい。